

## 平成28年度第1回佐倉市環境審議会（公開）

### 会議概要

日時 平成28年6月30日（木）午前10時00分～11時30分

会場 佐倉市役所 議会棟 第4委員会室

出席委員（10名）

加納 裕二 委員（公募市民）

川村 健 委員（公募市民）

古市 正夫 委員（公募市民）

本橋 敬之助 委員（（公財）印旛沼環境基金 上席研究員）

杉戸 一寿 委員（千葉県印旛健康福祉センター長）

古嶋 美文 委員（佐倉市校長会 会長）

原 慶太郎 委員（東京情報大学総合情報学部 教授）

瀧 和夫 委員（千葉工業大学 名誉教授）

斉藤 芳江 委員（いんば農協協同組合 佐倉地区女性部 代表）

金子 恭子 委員（佐倉商工会議所 常議員）

欠席委員（1名）

中村 圭三 委員（敬愛大学国際学部 教授）

事務局 環境部 田辺部長

環境政策課 宮本課長 渡辺主幹補 近田副主幹 秋葉主査

小林主査補

書記 環境政策課 小林主査補

傍聴人 なし

#### 会議次第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長あいさつ

4. 委員自己紹介

5. 事務局紹介

6. 議 事 (1) 会長・副会長の選出について

(2) 会議の公開等について

7. 報 告 事 項 (1) 佐倉市の環境施策について（説明）

(2) 佐倉市環境審議会の概要及び今後の審議予定等について（説明）

8. 閉 会

## 会議内容

### 1 開 会

事務局（環境政策課長）により開会

### 2 委嘱状交付

市長より委嘱状の交付

### 3 市長あいさつ

【蕨 市長】

このたびは、佐倉市環境審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

皆様ご存じのとおり、佐倉には印旛沼や谷津田、豊富な緑がございます。私は、これらを美しい形で次の世代に承継していくため、保全だけではなく、当市の財産として活用してまいりたいと考えているところでございます。

印旛沼につきましては、国、千葉県、周辺自治体と連携しながら、水質改善に努めておりますが、まだまだ残念ながら環境基準を大きく超えておりまして、全国ワースト1位の状況が続いています。現在は、水質改善対策の一環といたしまして、千葉県並びに印旛沼周辺5市町により印旛沼流域かわまちづくり計画」を策定し、観光、防災なども考慮した水辺整備等を行っているところでございます。

また、耕作放棄された谷津田や里山につきましても、行政も努力しているところでありますが、市民の皆様にもお力をお借りして、多様な生物の生息地として、保全・整備に努めているところでございます。

そのほか、公害防止や地球温暖化防止に尽力することも、佐倉の自然や市民の生活環境を守っていくうえで極めて必要なことであると考えております。

委員の皆様におかれましては、暮らしやすく美しい自然に恵まれた、ふるさと佐倉を創造していくために、ぜひともお力、お知恵をお貸しくくださいますようお願いを申し上げます。

（市長退席）

### 4 委員自己紹介

委員による自己紹介

## 5 事務局自己紹介

事務局職員による自己紹介

## 6 議 事 ( 1 ) 会長・副会長選出

【司会(環境政策課長)】

会長・副会長の選任を議題といたします。会長・副会長の選出方法につきましては、佐倉市環境審議会条例第5条第1項により、委員の互選によって定められておりますが、いかがいたしましょうか。

【委 員】

互選ということですが、今回委員も新しくなり、皆さんこれまでの経緯なども存じませんので、もし事務局で提案していただければありがたいです。

【司会(環境政策課長)】

ただいま、事務局の提案をという意見がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、事務局案を提案させていただきます。

まず会長ですが、会長には議長として審議会の議事進行を行っていただく役目がございますので、前会長であり当審議会の運営に精通されている本橋委員に、引き続きお願いしたく存じます。

また、副会長につきましては、本日はご欠席でございますが、前回副会長をお務めいただきました中村委員に、引き続きお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということですので、会長には本橋委員、副会長には中村委員を選出することと決定いたします。中村委員には、後ほど事務局よりご連絡いたします。

それでは本橋会長より就任のご挨拶をお願いいたします。

【本橋会長】

私、ただいま、会長に選出されました本橋敬之助でございます。

任期中は、いろいろとご面倒をお掛けすることと思いますが、審議会の進行

等におきましては、何とぞ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

私事の話であります。私は、今まで、また現在も幾つかの市で環境審議会の委員を務めさせていただいております。その審議会においてのことですが、時折、違和感を覚えることがあります。それは、公募、また新たに当局から任命され審議委員になられた方々の中に、環境審議会は個々人が常日頃環境に関して抱えている苦情等を解決する運営体とっておられる節が見受けられることです。

そもそも、自治体における環境審議会の設置は、都道府県については、国の法律、環境基本法で義務付けられておりますが、市町村では、その限りではございません。にもかかわらず、各市町村が独自に環境審議会を設けているのは、各市町村がそれぞれに抱えている、また今後対策なりが必要とされる環境問題に対し、各首長が広く多くの意見を求め、そしてそれらを行政に反映させることを目的に、環境審議会条例で定めているからです。

このようなこともあって、審議会の役割とは、一般的には、該当する市町村の首長の諮問に対し調査審議し、意見を取りまとめ、諮問者に答申することです。要するに、佐倉市の例で言うならば、佐倉市環境審議会は佐倉市長の諮問機関であり、その開催は市長の諮問をもって行われ、また審議する内容は市長の諮問事項に限定されることとなります。この意味では、個々の苦情等は審議の対象となりえないし、また、今日の審議会における次第は、厳密には報告や説明であって、市長の諮問とは無関係ということとなります。

しかし、これから2年間の委嘱期間において、佐倉市長からいつどのような諮問が出されるかわかりませんが、今日、事務局から報告なりまた説明される佐倉市における環境の現状および施策などについては、今後、委員の皆様が審議会の中で数々の意見や提案をする際の参考として、受け止めていただければと思います。

【司会(環境政策課長)】

どうもありがとうございました。

佐倉市環境審議会条例第6条第1項により、会長が会議の議長となるのでございますので、これからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。

議事進行の打ち合わせのため、暫時休憩といたします。

(休憩)

## 6. 議 事 (2) 会議の公開等について

【議 長】(会長)

再開いたします。

議事（２）会議の公開等について、事務局より説明を求めます。

**【事務局】**

会議の公開についてご説明します。佐倉市の審議会等の会議は、佐倉市情報公開条例第 20 条の規程により、「一 法令又は他の条例に特別の定めがある場合、二 不開示情報に該当すると認められる事項を審議する場合、三 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合」を除き、公開することになっております。この条例の規定に基づき、当審議会につきましては、これらに該当する事項を取り扱う場合を除き、原則公開となりますので、ご了承をお願いいたします。なお、現時点であまり想定はされませんが、もし非公開とする必要が生じた場合には、事前に事務局から会長にご相談して決定するということによろしいでしょうか。

会議を公開するに当たっては、会場の秩序維持のため、会議資料 1 ページのとおり傍聴要領を守っていただいて傍聴していただくこととしております。

**【委員】**

公開とは、ホームページ等で内容を周知するというのでしょうか。

**【事務局】**

会議要録の形で会議録をまとめた物をホームページ等で公表しますが、それとは別に、会議に傍聴人のかたがいらっしゃって、内容を傍聴いただくということです。

**【委員】**

今日、傍聴人はいませんが、皆さん環境にはあまり興味を持たないのでしょうか。

**【事務局】**

今回は委嘱状交付と事務局からの説明が主な議題なので、たまたまいませんが、前回計画について審議をしていただいたときは、お越しいただきました。

**【委員】**

前もって皆さんにわかるようにホームページでお知らせするのですか。

**【事務局】**

はい。佐倉市の審議会等は、全てそのような形を取っております。

**【委員】**

「こうほう佐倉」には載らないのですか。

**【事務局】**

広報ですと、スケジュール的に間に合わない場合もあります。

**【委員】**

興味を持っていただけるのは意義のあることと感じます。

**【事務局】**

2点目は、会議録の作成方法でございます。本市の審議会等につきましては、会議録を作成し、公開することが原則となっております。当審議会の会議録は、これまで、ご発言の要旨に沿って若干の文言整理を行った要録の形で作成し、市政資料室や市のホームページで公開しております。従前どおりの方法で作成、公開してよろしいでしょうか。また、会議録の作成に当たりましては、これまで議事録署名人を2名、会議ごとに指名し、そのかたに代表して議事録をご確認いただく方法を取っておりましたが、出席委員全員によるご確認を経て公開する形といたしたく、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

**【議長】(会長)**

ただいま事務局から説明がありました。1点目は、会議を原則公開とし、非公開とする場合は、事務局と会長で決定する、また傍聴要領は別紙案のとおりとする。2点目は、会議録は要録の形式で作成する、議事録署名人は廃止し、出席委員全員の確認を経て議事録を確定、公開するという事です。

最初に、1点目の会議の公開と傍聴要領について、いかがでしょうか。

(意見なし)

**【議長】(会長)**

意見がないようですので、事務局原案のとおり決定いたします。

次に2点目の会議録の作成方法についてですが、いかがでしょうか。

**【委員】**

要録というのは、発言者について誰が発言してこういうことを言ったと記録されるのでしょうか。それとも、発言者は明記せず、このような意見があったと記録するのでしょうか。

**【事務局】**

誰々委員とは記載せず、「委員」の発言という形でまとめています。市議会や国会の議事録のように、誰々委員が何を言ったという形ではありません。

**【議長】(会長)**

ほかに意見はありますか。

(意見なし)

**【議長】(会長)**

意見がないようですので、事務局原案のとおり決定いたします。

**7 報告事項 (1) 佐倉市の環境施策について(説明)**

**【議長】(会長)**

会議次第の「7 報告事項(1) 佐倉市の環境施策」について、事務局より説明を求めます。

**【事務局】**

佐倉市の環境施策について、環境部でどのような仕事を行っているかを中心にご説明します。(会議資料2～7ページ参照)

まず、佐倉市の環境施策を推進する組織体制について、佐倉市では、平成24年度より環境部を設置しております。それ以前は現・産業振興部と環境部、農政、商工関係と環境関係が、経済環境部として1つの部でしたが、環境行政に対する需要の高まりを受けまして、環境部と産業振興部に分離しました。現在、環境部は、環境政策課、生活環境課、廃棄物対策課の3課体制でございます。

環境政策課は、環境に関する計画、環境審議会、自然環境保全、地球温暖化対策等を所管し、生活環境課は生活衛生、公害対策等を所管し、廃棄物対策課は廃棄物の処理等を所管しております。

廃棄物対策課の所管業務のうち、廃棄物処理関連に関しましては、本審議会の他に佐倉市廃棄物減量等推進審議会という附属機関がございまして、主にそちらが所管しております。したがって、本審議会の所掌事項としましては、

主に環境政策課と生活環境課の2課に関することをご審議いただくこととなります。

次に、環境保全に関する条例・計画等についてです。資料に環境部に関連する条例を挙げてございます。本審議会の根拠となっているのは佐倉市環境審議会条例でございますが、これについては後ほどご説明いたします。

所管する計画につきましては、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、同（事務事業編）、生活排水対策推進計画、谷津環境保全指針がございます。この中で、平成29年度あるいは30年度をもって計画期間が終了し、計画を策定あるいは改定するものもございますので、ご審議をお願いすることになるかと思えます。なお、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）につきましては、昨年度3月に本審議会の答申をいただき、平成28年3月に市の計画として策定したものです。

次に、所管事業と事業費について、主なものをご説明します。平成28年度の環境部各課の事業費（予算）の観点から、各課の事業についてご説明いたします。環境部の予算といたしましては、佐倉市の一般会計予算当初予算ベースの約4.6%で、金額では約21億5500万円となっています。課ごとには、1億8783万円、3億2172万3千円、16億4626万円となっております。廃棄物対策課の16億円の約半分が、佐倉市・酒々井町清掃組合への負担金です。事業内容といたしましては、印旛沼や谷津田等の自然環境の保全、地球温暖化対策、公害対策、放射性物質対策、狂犬病予防等の生活衛生対策、廃棄物処理など、多岐にわたっております。

資料の説明は以上ですが、この場をお借りしまして、お知らせしたいことがございます。佐倉市内で活動する市民団体「佐倉里山クラブ」が、6月8日に平成28年度環境大臣賞「地域環境保全功労者表彰」を受賞しました。地域環境保全の推進のため、多年にわたり顕著な功績のあったかたや団体を対象とした表彰で、各都道府県で1～2団体、千葉県からは2団体を受賞しています。佐倉里山クラブは、人と自然の関係性の回復、里山の自然環境の復元と生態系の保全を目的とした団体で、平成9年に設立し、約20年ほど活動をされています。会員数は、21名とのことです。市内の直弥公園谷津田生態系保全区域や岩富地区の民有地の谷津田をお借りして管理し、山林や湿田の保全再生作業や生物調査を継続して実施されています。こうした点が評価され、今回の受賞につながったものです。市といたしましても、このような市民の皆さまの活動と連携・協力を深めながら、今後とも環境保全に努めてまいりたいと考えております。

【議長】（会長）

事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はありますか。

**【議 長】(会長)**

事業の中で、職員の手には負えないものもあると思いますが、第三者への委託等はどの程度どのようなものがなされているのですか。例えばビオトープの維持管理は、実際には誰が行っているのですか。

**【事務局】**

基本的には市で行っておりますが、草刈り等は業者をお願いしています。

**【議 長】(会長)**

ビオトープの中にどういう生物がいるか、その調査は誰が行うのでしょうか。

**【事務局】**

市の職員だけでは難しいので、委託をお願いする形になろうかと思われま。過去にそのような調査を委託で行ったこともあります。今後、新たに様々な計画を策定していくこともあり、市内部の調整も含め検討しております。一部、ボランティアのかたに資料をいただいているケースもあります。

**【委 員】**

環境政策課の環境学習推進事業について、(公財)印旛沼環境基金との共催による環境学習講座は知っていて、良くやられていると思っています。水辺観察会は、広報で募集を出されている事業でしょうか。例えば各小中学校と連携しての学習を行ったこともあるのでしょうか。

**【事務局】**

市が行っている水辺観察会や、生きものみつけ隊(水辺の生物を探す事業)等は、学校と共同で行う事業はありませんが、学校にはできるだけご連絡を差し上げるなどしています。学校との環境教育での連携は、今後、どのような取り組みが可能か検討し、ご相談させていただきたいと考えております。

**【委 員】**

佐倉市では、佐倉学が各小中学校で教育課程に入っているのです、それとの関連で話をされると、小中学校での取り組みも進むかと思えます。

**【事務局】**

ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

**【議 長】(会長)**

廃棄物の話ですが、千葉県内での不法投棄の約7割が佐倉市と四街道市ということですが、東京オリンピックに向けて、いろいろな建設廃材の不法投棄が予想されると思いますが、それに対する監視体制はどうなっていますか。

**【事務局】**

市内での廃棄物の不法投棄は確かに多く、特に市境の西御門、馬渡方面はとも多いです。定期的に警察OBにも入ってもらってパトロールを行っています。今一番問題になっているのはヤードです。印旛郡市が全国的にも特に多く、こちらの対応も注意しながら進めています。産業廃棄物の不法投棄対策は、市だけでは進められないので、県、県警等、関係機関と連携を取って進めているところです。

**【委 員】**

住宅用省エネルギー設備等導入促進事業について、金額が1,400万円と大きいですが、具体的にはどういう助成をされているのですか。今も太陽光発電システム等を設置する人は増えているのですか。

**【事務局】**

太陽光発電システムの申請件数は減ってきた印象がありますが、昨年度は109件、今年度もある程度は来ています。

**【委 員】**

太陽光発電システムは一般的ですが、エネファームや蓄電池は金額はどのくらい助成するのですか。

**【事務局】**

太陽光発電システムは上限7万円、エネファームは10万円、蓄電池は10万円です。その他、太陽熱利用システム、HEMS、地中熱利用システム、電気自動車等充電設備も補助対象です。

**【委 員】**

予算は足りるのですか。

**【事務局】**

昨年度は少し余る状況でした。設置済みの世帯が増えており、また古い住宅には設置しにくいということもあり、申請は少なくなってきています。

**【事務局】**

古い住宅ですと、パネルの荷重が心配になります。地震も心配です。設置するのは新築のかたが多いので、大規模な開発によって新しい家が建築されるような状況になれば、もっと設置するかたが増えてくると考えています。

**【委員】**

新しく西ユウカリ丘の住宅地ができましたが、新しい家はほとんど太陽光発電システムを付けています。一方で、太陽光発電の買取価格は下がってきています。どうなのでしょう。

**【事務局】**

今年度も百数十件程度の申請を想定しています。電力の買取価格は下がってきていますが、ある程度の費用対効果は得られると思われれます。

**【委員】**

佐倉市として、税金を使って補助しているわけですが、どんどん設置されたら困るのですか。予算を決めたら申請が増えてもそこで打ち止めですか。

**【事務局】**

県の補助金を100%財源にしておりますが、基本的には先着順で予算の枠で打ち止めとなります。

**【委員】**

太陽光発電のパネルを設置できないかたにおすすめの機器はありますか。

**【事務局】**

太陽光発電システムは、軽量化もされたとはいえ、ある程度の重さがあるので、新築住宅への設置が中心となろうかと思われれます。太陽熱利用システム(温水器等)も対象となりますが、こちらですと屋根に載せる機器はかなり小さい物となります。

**【委員】**

先ほど事務局から、環境保全に関する計画でいくつか任期の期間中に期間が

終わるものがあり、見直しも検討されるという説明がありました。検討される際に、市の環境に関する情報がきちんと整備されていないと、計画等の検討が不十分になるかと思えます。印旛沼関係のようにきちんとしたデータがそろっているところは別として、その他自然環境については手薄だと思えますので、一朝一夕にはいかないと思えますが、情報の整備をお願いしたいと思えます。

**【事務局】**

わかりました。

**【委員】**

放射性物質対策事業について、空間放射線量の公開はしていますか。いつ更新しているのですか。

**【事務局】**

ホームページで定期的に公開しています。市のトップページにリンクがあります。

**【委員】**

予算規模では廃棄物関連が8割と大きいですが、廃棄物は直営で処理しているのですか。酒々井町と共同というのは、処理を共同でされているのですか。

**【事務局】**

佐倉市のごみは、一般廃棄物の回収業務を5～6億円で民間委託で実施し、7～8億円を佐倉市・酒々井町共同での焼却場の維持管理の費用として支出しています。焼却場と埋立地は酒々井町にあります。次に作るとなれば佐倉が場所を提供する順番です。特別なことがなければあと20～30年は大丈夫ですが、場所探しも大変ですので、焼却処分したものをできるだけ再利用して、埋立てを行わない形で延命化を図っています。佐倉市、酒々井町と清掃組合で検討して進めています。

**【委員】**

西東京市も共同処理をしていて、埋立ては問題になっていました。焼却灰をセメント等に混ぜて、建築資材や道路施設の石などに使用し、ゼロエミッションでやっています。それができれば埋立地の問題は解消するのではないのでしょうか。

**【事務局】**

佐倉市でも、佐倉市・酒々井町清掃組合で、道路の舗装材に使うなど、再利用しており、埋立ての量は減ってきています。

**7 報告事項 (2) 佐倉市環境審議会の概要及び今後の審議予定等について【議長】(会長)**

次に、事務局より佐倉市環境審議会の概要及び今後の審議予定等について、説明を求めます。

**【事務局】**

佐倉市環境審議会の概要等についてご説明いたします。

(会議資料8ページ参照)

市町村の環境審議会につきましては、環境基本法で「置くことができる」と規定されており、佐倉市では佐倉市環境審議会条例を定め、佐倉市環境審議会を設置しております。

佐倉市環境審議会の設置及び運営については、佐倉市環境審議会条例に定められています。設置目的は、本市の環境保全に関する事項を調査及び審議するためであり、所掌事務は、環境保全対策の樹立及び推進に関すること、環境保全対策についての調査及び研究に関すること、その他環境保全対策に必要な事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議することとなっております。

なお、環境審議会への諮問事項については、佐倉市環境保全条例にも定めがございます。騒音、振動、悪臭の規制基準を制定、変更又は廃止しようとする場合、悪臭に関する改善命令に従わない者に対して施設の使用や作業の一時停止を命ずる場合に、環境審議会の意見を聴くこととされております。

審議会の組織につきましては、定員は12名でございます。公募による市民4人、識見を有する者6人、各種団体の代表2人を、市長が委嘱することとなっております。委員の任期は2年となります。

その他、会長、副会長の選任や会議の運営等については、規定がございますが、詳細は資料の佐倉市環境審議会条例をご確認いただければ幸いです。

続きまして、今後の審議会の審議予定についてご説明いたします。

(資料10ページ及び各計画の概要版参照)

先ほどの議題でも少し触れましたが、市の環境分野の計画の中で、平成29年度あるいは30年度をもって計画期間が終了するものがいくつかあります。今後の策定方針や現在の進捗状況の報告、新たな計画案のご審議等を、この2年間でお願ひする予定です。

対象となる計画について、まず、佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）でございます。こちらは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、佐倉市役所の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減目標及び取組について定める計画でございます。計画期間が平成 26 年度から平成 29 年度までとなっており、新たな計画の策定についてご審議いただく予定です。

佐倉市生活排水対策推進計画は、水質汚濁防止法に基づき生活排水対策重点地域に指定された市町村が策定する計画です。生活排水処理施設の整備や啓発事業を推進し、水質汚濁の改善を図るものでございます。印旛沼流域の市町は平成 5 年に生活排水対策重点地域に指定され、平成 6 年 3 月に第 1 期計画を策定しました。現在の計画は平成 21 年 3 月に策定された改訂版の第 2 期計画でございます。目標年次は平成 29 年度であり、新たな目標設定等について、今後ご審議いただく予定でございます。

佐倉市環境基本計画は、佐倉市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するために策定する、佐倉市の環境保全における最も基本的な事項を定めた計画でございます。計画期間が平成 30 年度までとなっており、これまでの進捗状況や新たな計画の策定方針について、順次ご説明していく予定でございます。

佐倉市谷津環境保全指針は、谷津景観の保全、生物生態系の保全、水源の保全、自然と文化の継承を、谷津の保全活用のための方針と定め、農業者・市民・行政の三者協働により推進するものです。こちらにも計画の目標年次が平成 30 年度となっており、これまでの進捗状況や今後の取扱い等について、順次ご説明していく予定でございます。

今後、この 2 年間で審議をお願いすることが想定される計画等につきましては、以上のとおりです。

今後の審議会の開催予定でございますが、本年度は今回 1 回のみを予定しております。来年度につきましては、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び生活排水対策推進計画の審議を予定しておりますことから、3 回程度の開催を想定しておりますので、よろしく願いいたします。

【議 長】(会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

【議 長】(会長)

今後の審議予定で、4 つの計画について説明がありました。地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と生活排水対策推進計画は、期間が平成 29 年度、つまり平成 30 年 3 月末までということですが、我々の任期は平成 30 年 4 月 30 日ま

です。この二つは今の審議会の任期の中で最終的な計画になるのですか。

**【事務局】**

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と生活排水対策推進計画は、この任期にお願いしたいと思っております。

**【議長】（会長）**

環境基本計画と谷津環境保全指針は、任期中にはどう議題に挙げるのですか。

**【事務局】**

市の総合計画が平成31年度までの計画となっており、そちらとの整合で期間の延長なども検討していただくことになろうかと考えております。計画期間を平成31年度まで延長し、その後新しいものを策定することも一つの案として考えています。

**【委員】**

生活排水対策推進計画に関連して、印旛沼の水質がまたワースト1になったと市長からお話がありましたが、生活排水が問題なのですか。

**【議長】（会長）**

印旛沼の汚濁負荷を見ると、物質により原因が異なります。窒素の原因は周辺の畑、CODは生活排水です。汚れに対する悪影響は、市街地の道路などから雨で一気に流れ込む汚濁物質が一番大きく、その次が生活排水です。生活排水の場合も、一番困っているのは単独し尿浄化槽です。ふん尿だけを処理して、生活雑排水はそのまま流すので問題になっています。市役所でも、単独浄化槽や通常の合併浄化槽を、高度型、窒素・りん除去型に転換してほしいと、補助金を出して努力していますが、なかなか進みません。単独浄化槽でも便所は水洗なので、匂ってくるわけではなく、今さら掘り起こして新しい物を設置し直す必要はないということになります。また、下水道整備がされて、下水管がすぐそこまで来ていても、庭を掘り起こして接続するのは大変です。ここが環境行政の一番難しいところと感じています。

事務局注：「COD（化学的酸素要求量）」とは、水中の汚濁の程度を示す値で、この数値が高いほど水質が汚濁していることを示す。

**【委員】**

きれいにはなっているのですか。以前は手賀沼とワースト1位2位を競って

いたと思います。

【議長】(会長)

手賀沼はきれいになったといいますが、流域住民の努力できれいになったということではありません。利根川の水を入れて、要するに希釈効果で見かけ上きれいになりました。

【委員】

印旛沼の水質は悪くなったわけではなく、きれいになっているということですか。

【議長】(会長)

そんなに悪くはないと思います。手賀沼の例のように、流入河川の水量が増えれば、水が沼に留まっている時間が短くなります。しかし、ここ数年は雨が少なく、水が長時間留まり、腐りやすくなります。そこが一つ原因ではないかと考えています。周辺の住民に対して、ああしてほしい、こうしてほしいと言ってきたことには、十分応えてもらっているのではないのでしょうか。むしろ別の観点から印旛沼のことを考えることが必要ではないのでしょうか。印旛沼が汚くなったというのは、CODを問題にしているからであって、今はそういう時代ではなく、汚れの大きな原因は窒素とリンです。これらがベースになり、プランクトンが発生します。仮にこれらが除去できれば、私の計算では、今の水質の50%はきれいになるはずです。

【委員】

化学的に窒素やリンを回収する方法はないのですか。

【議長】(会長)

今、世界的にリン資源が少ないことが問題となっていて、言うなれば印旛沼には豊富にあります。回収できれば良いですが、なかなか難しいのです。

【議長】(会長)

ほかにございませんか。ないようですので、以上をもちまして終了します。

## 8. 閉会

事務局(環境政策課長)により閉会